

【調整指数】

番号	類型	細目		基本指数	
①	ひとり親家庭	1	ひとり親家庭(下記のひとり親家庭を除く。)	65	
		2	保育ができる60歳未満の親族等と同居（同一敷地内、二世帯住宅を含む。）している場合（当該親族等が保育を必要とする証明書類を提出した場合を除く。）	45	
		3	ひとり親家庭を証する資料の提出が困難であるが、ひとり親家庭の状態であると認められる場合	45	
②	生活保護世帯等(就労・求職活動に加点)	4	生活保護世帯又は概ね生活保護基準以下の収入で生活している場合で、自立支援のため必要と認められるとき(Aに該当する場合を除く。)	45	
③	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	5	生計中心者の失業（自発的失業を除く。）により生活困窮にあり、就労の必要性が高い世帯である場合	25	
④	社会的養護が必要な場合	6	里親世帯である場合	30	
		7	その他教育・保育給付認定保護者の児童を養育する能力が著しく欠如している等養護が必要であると認められる場合	※	
⑤	児童が障がい等を有する場合	8	申込児童が障がい等を有しており、特別支援保育が必要である場合	※	
⑥	保護者が障がい等を有する場合（基本指数の類型が④以外の場合に加算する）	9	教育・保育給付認定保護者が身体障害者手帳（２級以上）、精神障害者保健福祉手帳（２級以上）、療育手帳Ａ１・Ａ２若しくは障害基礎年金証書（１級）を受けているなど	3	
		10	教育・保育給付認定保護者が身体障害者手帳（３級以下）、精神障害者保健福祉手帳（３級）、療育手帳Ｂ１・Ｂ２若しくは障害基礎年金証書（２級）を受けているなど	2	
⑦	同居人が障がい等を有する場合（基本指数の類型が⑤以外の場合に加算する）	11	教育・保育給付認定保護者又は教育保育給付認定子ども以外の同居人が、身体障害者手帳（２級以上）、精神障害者保健福祉手帳（２級以上）、療育手帳Ａ１・Ａ２、障害基礎年金証書（１級）若しくは特別児童扶養手当証書を受けているなど	2	
		12	教育・保育給付認定保護者又は教育保育給付認定子ども以外の同居人が、身体障害者手帳（３級以下）、精神障害者保健福祉手帳（３級）、療育手帳Ｂ１・Ｂ２、障害基礎年金証書（２級）又は特別児童扶養手当証書を受けているなど	1	
		13	上記以外で継続的な入院その他医療を必要とする教育保育給付認定子ども以外の児童の看護・介護を行っている場合	2	
⑧	育児休業明け	14	育児休業の取得に伴い、保育施設等を自主的に退園した児童について、再度利用申込した場合	25	
		15	育児休業から復帰予定である場合（申込から利用開始までの間に復帰する場合を含む。）	5	
⑨	複数の児童が保育施設等を利用する場合	16	兄弟姉妹(多胎児を含む)が同時に、同一の保育施設等の利用申込をする場合	5	
⑩	保育施設等で勤務する場合	20	教育・保育給付認定保護者が、認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等又は新制度移行幼稚園で勤務する保育士、幼稚園教諭、保育教諭等である場合	※	
		21	教育・保育給付認定保護者が、村内の保育施設等（認可外保育施設及び新制度未移行幼稚園を含む。）で月80時間以上勤務することを常態としている場合	25	
⑪	その他	22	子どもの安全のために適切な保育が必要であると市長が認める特別な事情ある場合	※	

減算項目		適用要件		調整指数	
⑫	市外在住	23	保護者（要件20に該当する者を除く。）が市外に在住し、かつ、市内に在勤・在学している場合（転入予定者で市内の転入先住所が確認できる書類を提出する場合を除く。）	-35	
		24	保護者（要件20に該当する者を除く。）が市外に在住し、かつ、市外に在勤・在学している場合（転入予定者で市内の転入先住所が確認できる書類を提出する場合を除く。）	-40	
⑬	就労実態	25	親族が経営している事業等に就労し、配偶者控除又は扶養控除の対象となり、収入が確認できない場合	-5	
⑭	利用者負担額の滞納	26	納付期限経過分の利用者負担金（保育料）を滞納している場合で、利用者負担額の滞納分を市が児童手当から徴収することに承認の申出をしている場合（卒園児に係る利用者負担額を滞納している場合を含む。）	-5	
		27	過年度保育料の滞納がある場合	-10	
⑮	同居親族の保育必要性	28	保育ができる60歳未満の親族等と同居（同一敷地内及び二世帯住宅を含む。）している場合（要件2に該当する場合及び当該親族等の保育を必要とする証明書類を提出する場合を除く。）	-5	

- ・基本指数と調整指数の合計（選考点）により判定される「保育の必要性」が高い順に入園予定とします。
- ・基本指数は複数の事由に該当する場合、点数が高くなる方を採用します。
- ・基本指数に調整指数を加算または減算した利用調整の指数が同点の場合は別に定める項目により利用調整を行う
- ・「※」児童福祉法の観点及び世帯状況の実情に応じて判断を行う